

【新規メニュー】国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業について

●事業内容

国土強靱化対策（耐震化、ブロック塀等改修、水害対策強化事業、非常用自家発電設備整備）と一体的に行う大規模修繕等を補助します。（令和 8 年 2 月：国庫補助新設メニュー）

対象施設	基準単価	補助率	補助内容
(定員 30 床以上) 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院 軽費老人ホーム 養護老人ホーム	31,600 千円/ 施設	国 1/3 市 1/3 事業者 1/3	浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事、給排水設備、電気設備、ガス設備等の付帯設備の改造工事、冷暖房設備の新規設置工事または改造工事等が対象となります（その他詳細は（参考 2）防災改修等支援事業の取扱いについてを参照）。

●交付条件

本補助金において、一体的に実施する国土強靱化対策については、①②のいずれかを満たすものとします。

- ① 今回の協議において、国土強靱化対策分（ブロック塀等改修、水害対策強化事業、非常用自家発電設備整備）の協議を行い、採択されたもの（※ 1）
- ② 平成 30 年 2 月 1 日 以降に実施された国土強靱化対策（耐震化、ブロック塀等改修、水害対策強化事業、非常用自家発電設備整備）であって、本協議実施時点において、すでに整備が完了しているもの

※ 1 国土強靱化関連事業が不採択となった場合は、本補助金も不採択となります。

●留意事項

- ・ 補助金の単価や内容、条件等は現時点のもので、今後変更となる可能性があります。
- ・ 国の交付金を活用するため、国との協議の結果、事業計画が採択されること等が条件となります。
- ・ 国・市の予算の都合上等、対象であっても補助が実施できない場合がございます。
- ・ 補助金の活用を希望される場合は、例年 6 月頃に行う「補助金活用意向調査」に御回答ください。

●今後のスケジュール（予定）

- ・ 6月下旬 補助金活用意向調査
- ・ 翌1月 令和9年度事前協議（事業所→川崎市）
- ・ 翌4月 令和9年度事前協議（川崎市→国）
- ・ 翌9月頃 内示（事業実施可能）の連絡（川崎市→事業所）
- ・ 翌々3月末まで 事業完了

●よくある質問

<p>Q1. 過去に地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用して「高齢者施設等の給水設備整備事業」を実施している場合、交付条件の対象として見なされるか。</p>
<p>A1. 対象となりません。交付条件の対象となるのは耐震化、ブロック塀等改修、水害対策強化事業、非常用自家発電設備整備のみです。</p>
<p>Q2. 補助対象工事（大規模修繕）の着手（契約）可能時期は。</p>
<p>A2. 国からの内示後に着手可能となります。（参考 令和7年度内示：9月末頃）なお、国からの内示前に着手（契約）している場合は補助対象外となりますのでご注意ください。</p>
<p>Q3. 申請要件に開設期間が含まれるか。</p>
<p>A3. 施設の一部改修や施設の付帯設備の改造を行う場合等は、一定年数（概ね10年）を経過していることが必要です。その他詳細は、（参考2）防災改修等支援事業の取扱いについてをご参照ください。</p>
<p>Q4. 全額事業主負担又は別の補助金により、国土強靱化対策の改修工事等を実施している場合も、交付条件の対象として見なされるか。</p>
<p>A4. 実施された工事が地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における実施要綱の交付要件を満たしている場合は、どちらも対象となります。</p>
<p>Q5. 老朽化した浴槽の改修について、補助対象となるか。</p>
<p>A5. 対象経費は設備の改修工事と合わせて、一体的に整備されるものが対象となります。例えば、老朽化した浴槽の改修について、「リフト付きのシャワーチェア」や「移乗台」等の購入は、備品扱いとなりますので、原則認められません。設備と付帯する工事が発生するのか確認をお願いします。</p>
<p>Q6. 冷暖房設備の設置について、ルームエアコンは補助対象となるか。</p>
<p>A6. 対象経費は「施設の整備と一体的に整備されるもの」としているため、業務用エアコン等の付帯設備を一体的に改修する冷暖房設備は対象となります。一方で、ルームエアコンは備品扱いとなりますので、補助対象外となります。</p>
<p>Q7. 過去に川崎市民間特別養護老人ホーム等大規模修繕等補助を受けているが、本補助金の申請可能か。</p>
<p>A7. 申請可能です。しかし、同じ事業（契約）に対して補助金を重複して交付を受けることはできません。</p>

●その他の大規模修繕関連補助について（各補助制度の比較表）

	国・県の補助制度			本市の補助制度
国・県 財源	地域医療介護総合確保基金	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金		
名称	介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業	国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業	川崎市民間特別養護老人ホーム等大規模修繕等補助事業
目的	介護の <u>受け皿の整備量拡大と老朽化した広域型施設の修繕を同時に進めるため</u> 、対象施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業の支援	防災・減災対策を推進し、利用者の安全確保等の観点から、国土強靱化対策と一体的に行う老朽化した対象施設の大規模な修繕等	防災・減災対策を推進し、利用者の安全確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等	特別養護老人ホーム等の計画的な修繕を促し、 <u>施設の長寿命化による60年間の施設利用と安全・快適に施設を利用できる環境整備</u>
対象施設	定員30人以上の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム		定員29人以下の特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等	特別養護老人ホーム 養護老人ホーム (開設から10年を経ていること)
主な 対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ・浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等防水工事等 ・給排水設備、電気・ガス設備等の改造工事 ・施設の冷暖房設備の設置等 など 			
補助金額 (上限額)	定員数×1,400千円 (国10/10)	21,067千円 (補助基準額31,600千円の2/3を国・市が負担)	定員29人以下の特養：16,600千円 その他施設：8,330千円(国10/10)	65,000千円 (補助基準額130,000千円の1/2を市が負担)
主な 要件等	介護施設等を <u>1施設創設</u> すること	<u>国土強靱化対策事業</u> と一体的に行う大規模修繕等であること		過去10年間に本補助を受けていないこと
問合せ先	健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 044-200-3471			総務部施設課 044-200-0458
関連HP	(介護情報サービスかながわHP) https://www.pref.kanagawa.jp/documents/33172/r6_youkou.pdf	(厚生労働省HP) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/fukushi/shisetsu_seibi_00001.html		(川崎市HP) https://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/350/0000165020.html